

明治 13 年水害と下道郡書記・高見実真

山下 洋

- ・明治 13 年（1880）7 月 1 日、高梁川の総社一川辺間で両岸が各所で決壊（28 日に再決壊）。
→ 下道郡・窪屋郡で被害甚大。下道郡有井村では死者 33 名。
- ・この水害をきっかけにして岡山県では治水対策が本格化。

～参考～ 拙稿「明治一三年の高梁川水害について」（『倉敷の歴史』第 30 号 2020 年）

▼ 高見実真の略歴

（高見章夫著『高見実真君追懐録』（岡山県立図書館所蔵）などより）

弘化 2 年（1845） 岡田藩士高見謙三の次男に生まれる（通称は梅干太・鬼一彦）
→ 嘉永 3 年水害

文久 2 年（1862） ごろ 岡田藩小小姓（江戸へ） → 帰国後、岡田藩外交方

慶応 2 年（1866） 岡田藩村目付

明治 2 年（1869） 岡田藩民政司事・社寺司事

明治 3 年（1870） 岡田藩大属

明治 4 年（1871） 岡田県大属 → 深津県大属事務取扱（明治 5 年まで）
→ 旧岡田藩主伊東家の事務にあたる

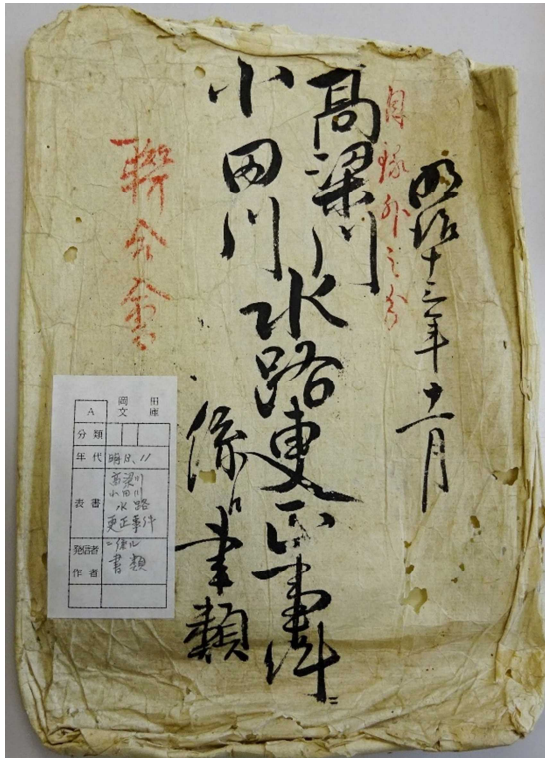
明治 7 年（1874） 小田県会に下道郡代表として出席

明治 9 年（1876） 岡山県第 16 大区（下道郡）小 5 区（岡田村・辻田村）戸長

明治 10 年（1877） 岡山県第 16 大区副区長

明治 11 年（1878） 下道郡書記

→ 明治 13 年水害

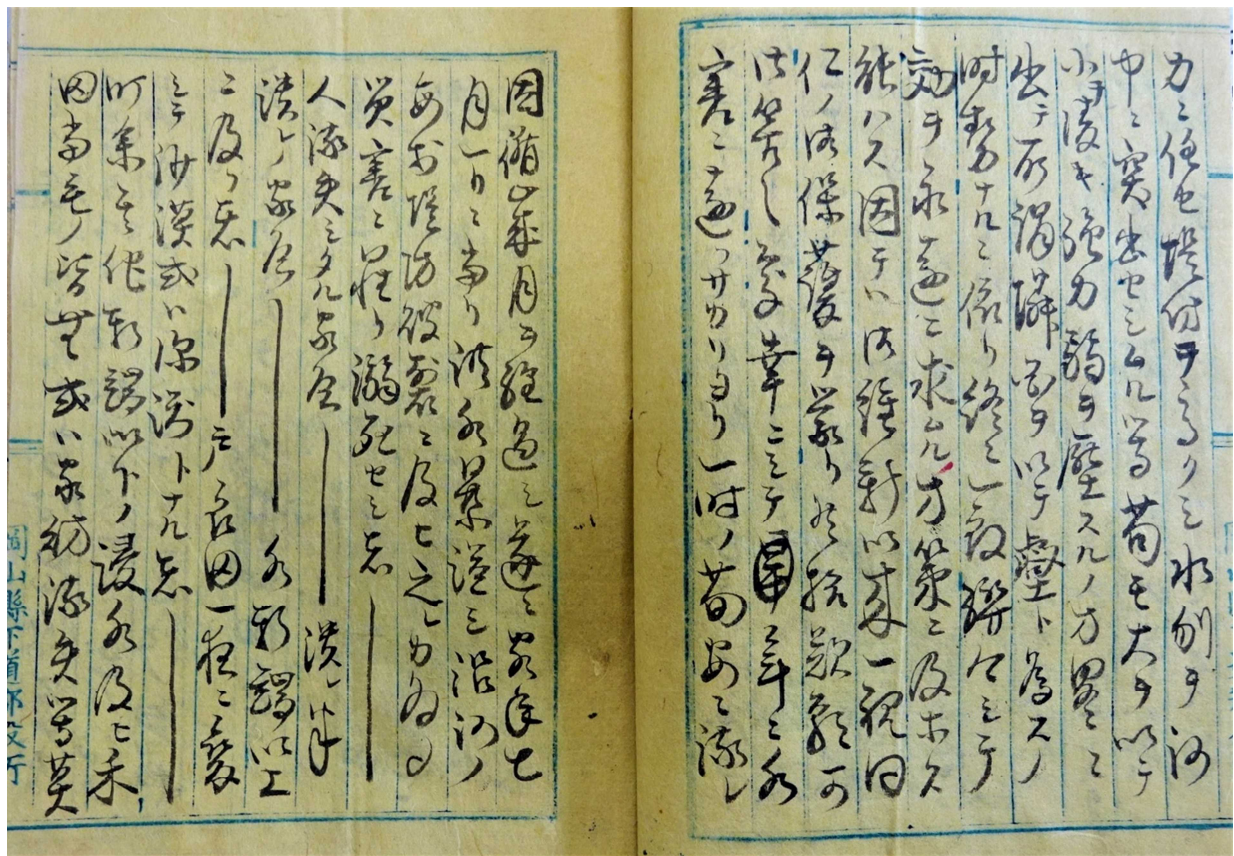


治久より係り部
 傷中より部
 外下より部

高梁川・小田川水路更正事件ニ係ル書類

大率傷度南郷にて是より河原より
 傷度南郷にて是より河原より
 傷度南郷にて是より河原より

久而ノ又傷度南郷にて是より河原より
 傷度南郷にて是より河原より
 傷度南郷にて是より河原より



[翻刻]

願行施御事治水

備中国下道郡川辺村外十二ヶ村

高粱川之義ハ、水源当国阿賀郡花見村ヨリ起リ、屈曲南下幾里ヲ經テ本郡ノ北東ヲ環流シ、小田川ハ源ヲ備後国神石郡上村ニ発シ東向凡何十里ヲ經テ、当郡南部ヲ貫流シ、両河川辺村ニ合ス、而シテ又直チニ東西二派ニ分レ、東ハ窪屋郡ヲ經備前国児島郡ニ至リ南海ニ注キ、西ハ浅口郡乙島村ヨリ又海ニ入ル、然リ而シテ高粱川ノ水形タルヤ、凡本郡下倉村辺ヨリ以北流水急ニシテ、常ニ河底ヲ穿ツニ苦シミ、以南ハ之レニ反シテ河中砂礫丘陵ノ如ク、平時ニ在テハ河船通路ヲ塞クニ至ル、小田川モ亦高埋リノ景状略ホ前条ニ同シ、当郡ノ地勢ハ大率低窪、南部ニ至テハ低キコト河底ヨリ幾尺、且三面両川ニ包マレ恰モ乙字ノ形状ナルカ如シ、抛テ水害ヲ被ルコト、茲ニ年アリ、又治水ノ方策ヲ計画スルコトモ殆ント三十年ノ久シキニ及フ、然リト雖モ其形跡ヲ見ザル者ハ旧藩ノ微力ナルト方法其宜シキヲ得サルニ基シ、殊ニ沿河ノ他郡ハ各藩ノ割領スル処ナルヲ以テ、其藩力ニ任セ堤防ヲ高クシ水勿ヲ河中ニ突出セシムル等、苟モ大ヲ以テ小ヲ凌キ、強力弱ヲ圧スルノ方略ニ出テ、所謂隣国ヲ以テ壑ト為スノ時勢ナルニ依リ、終ニ一致聯合シテ効ヲ永遠ニ求ムルノ方策ニ及ホス能ハス、因テハ御維新以来一視同仁ノ御保護ヲ蒙リ候様歎願可仕筈之処、幸ニシテ年々水害ニ遠フサカリヨリ、一時ノ苟安ニ流レ因循歲月ヲ經過シ、遂ニ客年七月一日ニ當リ洪水暴溢シ、沿河ノ毎村堤防破裂ニ及ヒ、之レカ為メ災害ニ罹リ溺死セシ者 — 人、流失シタル家屋 — 、潰レ半潰レノ家屋 — 、水軒端以上ニ及フ

者 — 戸、良田一夜ニ変シテ沙漠或ハ深淵トナル者 — 町余、其他軒端以下ノ浸水及ヒ禾田当毛ノ皆無或ハ家財流失等莫大ノ被害、実ニ当時ノ悲惨筆紙口舌ヲ以テ名状ス可ラサルニ至ル、将タ官庁ニ在ラセラレテモ至仁ノ恩典ヲ以テ御救助或ハ特別拝借等、莫大之金員ヲ以、行届カセラレタル御恤恵ヲ蒙リ候得共、多数ノ故ヲ以テ、到底一時ノ飢餓ヲ相凌候迄ニテ、将来水害ヲ避クルニ由シナク、依テ漸々居ヲ他郷ヘ転セズンハ、遂ニ此災ヲ免カル能ハサル者ト自認シ、方向区々ニ相渉候得共、人情古郷ヲ去ルニ忍ヒ難ク、此上一層ノ御愛護ヲ得テ可然治水ノ方法御施行ノ程哀願仕度折柄、淀川筋へ御実施ノ蘭法僱朶工ナル者、大ニ実効ヲ奏シ候趣伝承仕、有志者直チニ該地実視之处、其効用アル理合ニ於テハ素ヨリ凡眼ノ見及フ处ニ非レトモ、之レヲ其沿河ノ村落所々ニ就テ質問仕候ニ、土人欣然ト其施行アリシ以来水害ヲ免ルハコト屡ナリト、天恩ノ渥ニ歡樂スルノ景況アルヲ目撃シ、本郡被害ノ人民之レヲ見、又之レヲ聞テ寢食ヲ忘却シ羨望ニ堪ヘサル次第ニ付、果シテ然ル実効モ有之候工事ニ候ハハ、本郡人民蘇生ノ為メ、特別ノ御垂憐ヲ以テ高梁・小田ノ両川へ至急御施行被成下度、然ル上ハ従来住馴候郷土ニ永住シ、歳時祖先等ノ墳墓ニモ洒掃シ、聖世ノ御恩沢祖先等迄奉感戴候、尤方今御国費御多端之義ト奉恐察、工事費途ノ幾分ヲ奉補ヘキ為メ相当ノ金額上納可仕念願之处、前頭之通り客年ノ暴災ニ依リ僅ニ餓死ヲ免レ候迄ノ疲弊ニ陥リ、加之他ニ可相仰道無之、協議費等例年ニ幾倍シ困難爰ニ相窮リ居候場合ナルヲ以テ、前ニ出途トテモ無之ニ付、各自所有之地所ヲ典売シ、又ハ常食ノ数ヲ減シ、此上幾層ノ艱難相忍ヒ、工事懇願之切実ナルヲ表センガ為メ、別紙決議書之金額上納仕度候条、何卒事情御洞察之上、工事御施行御採用被成下度、因テ掛リ十三ヶ村聯合会決議相添、此段奉願候也

〔現代語訳〕

治水工事御施行願

備中国下道郡川辺村ほか 12 か村

高梁川は、水源を備中国阿賀郡花見村（新見市）に発して屈曲しつつ南下し、下道郡の北東の縁を流れ、小田川は水源を備後国神石郡上村（神石高原町）に発して東向し、下道郡の南部を貫いて流れ、2つの河は川辺村で合流する。しかし、またすぐに東西の2本に分かれ、東高梁川は窪屋郡を経て備前国児島郡に至って南海に注ぎ、西高梁川は浅口郡乙島村から海に入る。ところが、高梁川の水の流れ方というのは、下道郡下倉村のあたりより北は急流で、いつも河底の土砂がさらわれてしまうのに苦労する。それより南は反対に河中に砂礫がたまって丘陵のようになり、船の航路をふさいでしまっている。小田川も同様に土砂で埋まった状態である。下道郡は全体に土地が低く、南部に至っては河底より何尺も低い。しかも三面を高梁川・小田川に包まれ、「乙」という字のような形になっている。そのため水害に遭うことがしばしばである。そこで、治水の方策を30年も前から計画しているが、その実績があがっていないのは、旧岡田藩が微力であったのと、よい方法が見つからなかったことによる。また、川沿いの各郡はいくつもの藩に分割して領有されていたため、力のある藩は堤防を高くし、水勢を弱めるための水刳

(みずはね)を河中に設置するなど、大藩が小藩を圧迫し、隣国を盾にして自国を守ろうという方策に出るありさまで、とうとう一致連合して長い目で有効な手段を考えることができなかった。明治維新により藩がなくなったことで公平な保護を受けられるよう嘆願すべきであったが、幸いに水害のない年がつづき、一時の安楽に流れ無駄に歳月を送ってしまった。ついに昨年7月1日に洪水が発生し、川沿いの村々で堤防が決壊し、そのため溺死した者——人、流失した家屋——、潰れ半潰れの家屋——、軒先以上の浸水が——戸、良田が一夜にして砂漠や深淵となった土地——町余、そのほか軒先以下の浸水や今年の収穫皆無、あるいは家財流失など莫大な被害が出た。実にこの悲惨さは筆舌に尽くしがたい。官庁においても情け深いお取り計らいにより救助や特別貸付などに莫大な金額を支出され、行き届いたご支援をいただいた。とはいえ、多人数のことであり一時の飢餓を凌ぐことができたのみで、将来の水害を避ける方法もない。そのため住まいを他の土地へ移さなければ、水害をまぬがれることはできないと考え、各地に転居してゆくけれども、人情としては故郷を去るに忍びがたく、この上はさらなるご支援を受け、しかるべき治水の方法を実行してくださるようお願いしたいと思っていた、ちょうどその折、淀川筋で実施された籠架工(そだこう)というオランダ式の治水工法が、大いに実効をあげたという話を伝え聞き、有志の者たちで直ちに現地を視察したところ、その効果が発揮される仕組みは私の目では分からなかったが、そのことを川沿いのあちこちの村落で質問したところ、村人たちはうれしそうに、それが作られて以降しばしば水害をまぬがれることができたと言うのだった。そうした恩恵を受けている様子を見聞きし、下道郡の被災者たちは、寝食も忘れてうらやましさにたえない次第である。そのように有効な工事であれば、下道郡の人民が蘇生するため、特別の憐みをもって高梁川・小田川へ至急施工していただきたく、そうすればこれまで住みなれた郷土に永住し、祖先などの墓を守ることもでき、聖世のご厚恩に対し祖先などまで深く感謝するであろう。ただし今日国の財政もきびしいものと拝察し、工事費の一部として相当の金額を上納したいと考えてはいたが、前に述べたように昨年の水害によって餓死に迫るほどに疲弊し、加えて他に頼れるところもなく、協議費などは例年の何倍にもものぼり、困難きわまる状況にあるため、資金が調達できる見込みもない。そこで各自が所有する地所を売却し、または食事の数を減らし、さらにいくらでも苦難を忍ぶ覚悟で調達した別紙決議書の金額を上納いたしたい。なにとぞ、その願いの切実なことをご理解のうえ、工事を実施していただきたい。よって関係13か村連合会の決議を添え、お願い申し上げます。

*この願書は下書き。ほぼ同文の下書きが、岡山県立記録資料館所蔵県立図書館移管資料C43-1「下道郡区務所記」のなかにも綴じられている。

▼ 略歴 (つづき)

- 明治 16 年 (1883) 岡田村・辻田村・川辺村戸長
→ 民権運動の壮士に宿を斡旋したため免職となる。
- 明治 17 年 (1884) 服部村・陶村戸長
- 明治 19 年 (1886) 富原村・上原村・八代村・下原村戸長 → 明治 19 年水害
- 明治 22 年 (1889) 下道郡備
→ 明治 25・26 年水害
- 明治 26 年 (1893) 下道郡書記
- 明治 27 年 (1894) 「二十五、六年の水害復旧事務を担当し精励中、急逝す。享年五十」

*のちに郷土史家の高見章夫（下道郡尾崎村出身、明治 10～昭和 21）は、高見実真の残した資料を探し、岡田村役場で発見。

→ 現在は、倉敷市真備ふるさと歴史館が所蔵する「岡田文庫」の一部。

岡山県立記録資料館・岡山市中央図書館も高見実真の資料を所蔵。